

公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年7月6日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第3号

公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程（2019年4月規程第48号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(教員選考委員会の設置)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3～8 略</p> <p>9 委員長及び副委員長は、委員のうちから人事委員会委員長が指名する。_____</p> <p>_____</p> <p>10～16 略</p> <p>17 委員長は、教員選考委員会の調査審議の結果を人事委員会 _____ に報告するものとする。</p> <p>18 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>ただし、 <u>委員長は採用すべき教員の分野以外の教授から指名する。</u></p> <p>_____</p> <p>委員長</p> <p>(教育研究審議会での審議)</p> <p><u>第12条 人事委員会委員長は前条第2項に関する教員選考委員会の調査審議の結果を教育研究審議会に報告し、意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>2 教育研究審議会は、前項の求めを受けたときは、採用候補者の選考について審議し、その結果を人事委員会委員長に報告するものとする。</u></p>
<p>(人事委員会の教員選考報告)</p> <p><u>第12条</u> 人事委員会委員長は、<u>教員の選考に係る人事委員会</u>の審議の経過及び結果を理事長に報告するものとする。</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条、第9条<u>並びに</u>第11条第1項及び第2項 _____ の規定は、昇任選考の手續について準用する。</p> <p>(人事委員会の昇任選考報告)</p> <p>第18条 人事委員会委員長は、教員の昇任選考に係る<u>人事委員会</u>の審議の経過及び結果を理事長に報告するものとする。</p>	<p>(人事委員会の教員選考報告)</p> <p><u>第12条の2</u> _____ <u>前条の規定による教育研究審議会</u></p> <p>_____</p> <p><u>並びに第12条</u></p> <p>_____</p> <p><u>教育研究審議会</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。